

各協会 様

前橋市総務部契約監理課

フレックス工期による契約方式の実施（工事・委託業務）について

令和元年6月の通常国会において建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の「担い手三法」の法律が一部改正され、工期の適正化や施工時期の平準化が努力義務となりました。

本市では、これまで債務負担行為（ゼロ債を含む）を活用し平準化に取り組み、昨年、予算の翌年度への「繰越し」制度の適切な活用を進め、必要な工期の確保と施工時期の平準化について取り組み強化を図ってまいりましたが、更に受注者が柔軟に工事期間を設定できるフレックス工期導入により一層の平準化を図ることとしましたのでお知らせします。

記

- 1 フレックス工期による契約方式の実施（工事）について
別紙のとおり
- 2 問い合わせ先

前橋市総務部契約監理課

建設監理室：027-898-6297

審査契約室：027-898-6288

フレックス工期による契約方式の実施（工事）について

1 フレックス工期とは

公共工事の円滑な施工を確保することを目的に、発注者が定めるフレックス工期の期間で、受注者が工事期間を柔軟に設定できる契約方式です。

2 対象工事

フレックス工期による契約方式ができる工事は、次の全てに該当する工事です。

- (1) 緊急性のないこと。
- (2) 供用開始に影響がないこと。
- (3) 関連する工事等の進捗に影響を与えないこと。

3 メリット

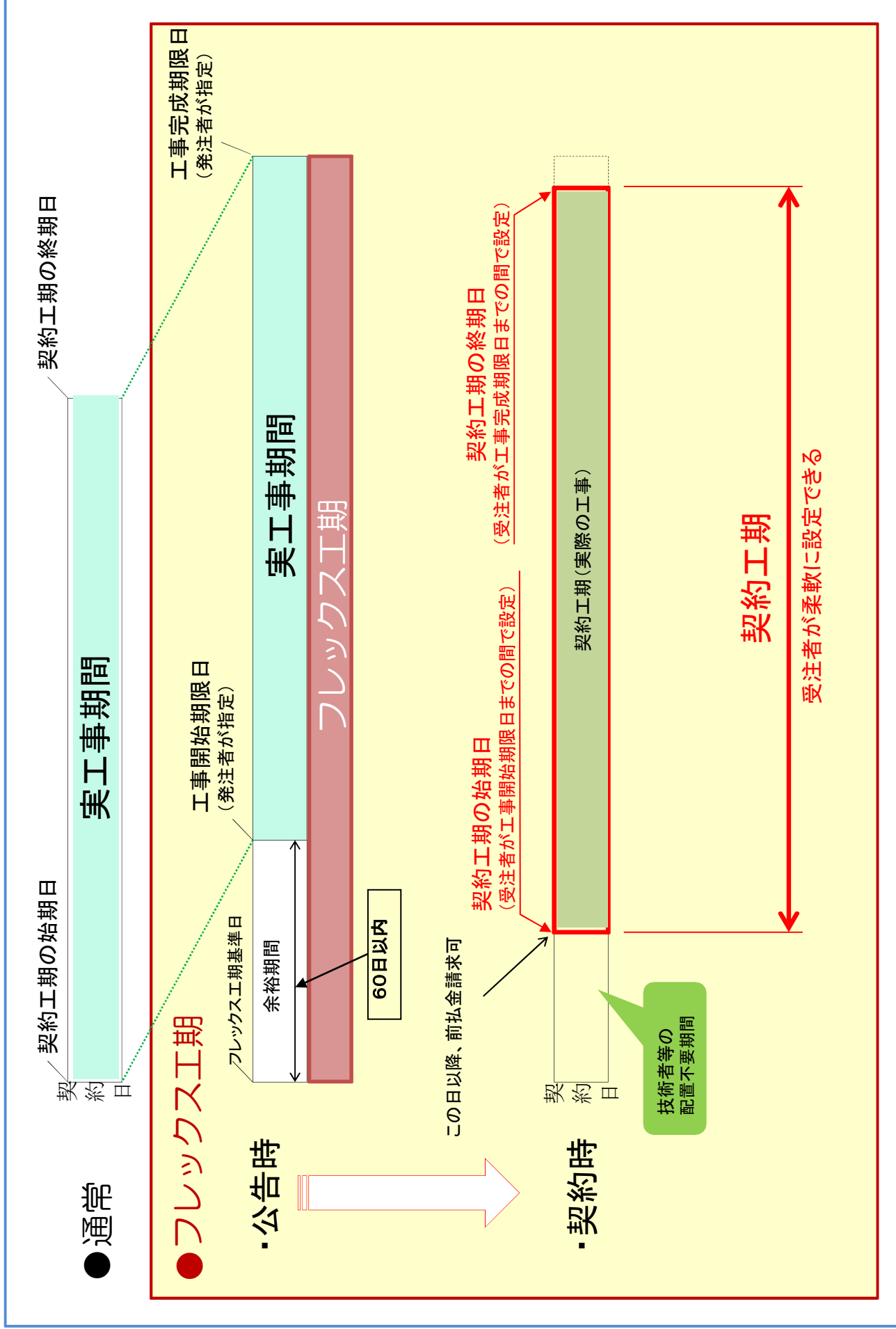
- (1) 人材・機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
- (2) 労働者（技術者・技能者）の処遇改善（特に休日の確保など）
- (3) 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（建設業の災害時の即応能力も向上）

4 その他

- (1) 令和2年4月1日以降に起工する工事から適用します。

フレックス工期を設定した工事の実施

(イメージ)



● 通常

契約工期の始期日

契約工期の終期日

実工事期間

● フレックス工期

・公告時

工事開始期限日
(発注者が指定)

フレックス工期基準日

余裕期間

60日以内

実工事期間

フレックス工期

工事完成期限日
(発注者が指定)

この日以降、前払金請求可

・契約時

契約日

契約工期の始期日
(受注者が工事開始期限日までの間で設定)

契約工期の終期日
(受注者が工事完成期限日までの間で設定)

契約工期 (実際の工事)

技術者等の
配置不要期間

契約工期

受注者が柔軟に設定できる

前橋市フレックス工期による契約方式の実施要領（工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、公共事業の円滑な施工を確保することを目的に、発注者が定めるフレックス工期の期間で、受注者が工事期間を柔軟に設定できる契約方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 工事開始期限日 発注者が定める工事開始の期限となる日
- (2) 工事完成期限日 発注者が定める工事完成の期限となる日
- (3) 実工事期間 発注者が算定する工期（標準工期等）で工事開始期限日から工事完成期限日までの期間
- (4) フレックス工期基準日 発注者が定めるフレックス工期の開始日
- (5) フレックス工期 フレックス工期基準日から工事完成期限日までの期間
- (6) 契約工期の始期日 受注者が定める工事開始日
- (7) 契約工期の終期日 受注者が定める工事完成日
- (8) 契約工期 契約工期の始期日から契約工期の終期日までの期間

（対象工事）

第3条 フレックス工期による契約方式とすることができるのは、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 緊急性のないこと。
- (2) 供用開始に影響がないこと。
- (3) 関連する工事等の進捗に影響を与えないこと。

（フレックス工期の決定）

第4条 発注者は、次の各号により工事開始期限日、実工事期間及び工事完成期限日を含めフレックス工期を決定する。

- (1) 工事開始期限日は、フレックス工期基準日から60日を超えない範囲とする。
- (2) 実工事期間は、発注者が算定する工期（標準工期等）から当該工事を実施するために必要となる期間とする。
- (3) 工事完成期限日は、工事開始期限日及び実工事期間を基に定める。

（工事費の積算）

第5条 工事費の積算は、実工事期間を基に行うものとし、実工事期間を超えた期間に係る計算上の割増しは行わない。

(入札公告等の記載)

第6条 フレックス工期により実施する一般競争入札の入札公告及び入札説明書の記載事項は「別記1」に、指名競争入札による指名通知書は「別記2」による。

(契約工期の設定)

第7条 受注者は、フレックス工期基準日から工事開始期限日以前の任意の日を契約工期の始期日、工事完成期限日以前の任意の日を契約工期の終期日に設定し、契約工期とする。なお、契約工期の設定は、工事を実施するために要する準備及び後片づけ期間並びに休日の確保など適正な工期確保を基本とする。

2 受注者は、契約締結後において、建設資機材や労働者等の確保のため工事全体の工程を見直す必要が生じた場合は、工事完成期限日までは書面により工期の延長を請求することができる。

(技術者等の配置)

第8条 受注者は、契約工期の始期日の前日までは、現場代理人及び監理技術者等の配置を要しない。

(関係書類の提出時期等)

第9条 受注者は、契約工期の始期日の前日までに現場代理人等指定通知書及び工程表を提出しなければならない。

(契約工期の始期日までの現場管理)

第10条 契約工期の始期日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。

(経費の負担)

第11条 フレックス工期に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担する。

(前金払の取扱い)

第12条 受注者は、契約工期内において、前払金を請求できる。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

(附 則)

1 この要領は、令和2年4月1日以降に起工する工事から適用する。

別記 1

※ 条件付一般競争入札の場合

【入札公告兼入札説明書】 次のとおり記載すること。
単体企業体、単体企業及び共同企業体、いずれの場合も同様とする。

1 工事概要等

- (4) 本工事は、フレックス工期による工事である。
年 月 日から 年 月 日までの期間内で、
落札者が申し出た期間を契約工期とし、工事開始期限日の 年
月 日までを工事始期日とする。

1.3 その他

- (13) この工事は、フレックス工期による工事のため、次のことに留意してください。
- ア 落札者が設定した契約工期に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とします。
 - イ 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。ただし、ゼロ市債案件等はこの限りではありません。
 - ウ 契約工期の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行います。
 - エ 契約工期の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。
 - オ 契約工期の始期日の前日までは、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しません。

※ 簡易型条件付一般競争入札（事後審査方式）の場合

【公告】

1.3 その他

- (13) この工事等は、フレックス工期によるため、次のことに留意してください。
- ア 落札者が設定した契約工期に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とします。
 - イ 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。ただし、ゼロ市債案件等はこの限りではありません。
 - ウ 契約工期の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行います。
 - エ 契約工期の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事等に着手してはなりません。
 - オ 契約工期の始期日の前日までは、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しません。

【簡易型条件付一般競争（事後審査方式）入札公告個別事項1】

「工期・履行期間」欄

【フレックス工期】

契約工期： 年 月 日 から 年 月 日までの
期間内で落札者が申し出た期間（工事開始期限日 年 月 日ま
でを工事始期日とする。）

別記 2

※ 指名競争入札の場合

【指名通知書】

「備考」欄

【フレックス工期】

- (1) 工期は、 年 月 日 から 年 月 日までの期間内で、落札者が申し出た期間を契約工期とし、工事開始期限日の 年 月 日までを工事始期日とする。
- (2) 落札者が設定した契約工期に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とします。
- (3) 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。ただし、ゼロ市債案件等はこの限りではありません。
- (4) 契約工期の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行います。
- (5) 契約工期の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。
- (6) 契約工期の始期日の前日までは、現場代理人及び監理技術者等を配置することを要しません。

フレックス工期の流れについて

発注者側の動き

フレックス工期である旨の表記
 ・一般競争入札は「入札公告」の中に記載。
 ・指名競争入札は指名通知書の備考欄に記載。

【契約監理課】
 ・入札公告の公開の準備
 (条件付一般競争入札、簡易型条件付一般競争入札)
 ・指名通知書の発行準備
 (指名競争入札)

入札の公告、指名通知の発行
 (ぐんま電子入札共同システム)

【入札参加希望者】
 入札公告の閲覧
 入札参加申請

【指名業者】
 指名通知書の受理

入札書の受付

開札、落札決定

【受注者】
 落札結果通知書の受領

【契約監理課】
 契約書類の確認のほか、契約工期の始期日、終期日が土日祝日等でないかを確認して契約締結を行う。

契約締結

【受注者】
 ・契約書類一式の作成、契約監理課へ提出
 (契約書、課税(免税)事業者届出書、契約保証金の納付を示す書類)

【工事担当課】
 契約書類一式を受領
 (契約書、課税(免税)事業者届出書、契約保証金の納付を示す書類)

【工事担当課】
 工程表、現場代理人指定通知書の受領

【契約監理課】
 工程表、現場代理人指定通知書のチェック、受領

【工事担当課】
 前払金の支払処理

【契約監理課】
 前払金請求のチェック、受領

契約工期の始期日

【受注者】
 ・前払金保証の手続き後、前払請求書は契約工期始期日以降に契約監理課へ提出

契約工期の始期日以降に前払金の請求が可能になります。

工期開始期限

延長協議に伴う回答

協議

工期の延長

※工期の延長については、契約款第21条の手続きにより、延長の協議を実施すること。

要領8条の2により
 工事完成期限日までは、
 工期の延長が可能
 契約工期の始期日30日

工事の完成

契約工期の終期日

工事完成期限日

受注者側の動き

一般競争入札

指名競争入札

契約監理課の契約締結期限までに提出する。

契約工期の始期日の前日までに提出する。